

# SAISON PLATINUM BUSINESS AMERICAN EXPRESS® CARD

## 海外・国内旅行傷害保険 ショッピング安心保険 のご案内

(補償規定)

### ACCIDENT INSURANCE

#### 海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。

保険の内容については、損害保険ジャパン日本興亜株式会社所定の約款に基づきます。

**引受保険会社** | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社(引受幹事保険会社)  
セゾン自動車火災保険株式会社

#### 共同保険契約に関するご説明

この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。各引受保険会社は、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。

※本誌掲載の情報は2017年9月1日現在のものです。変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

- 海外・国内旅行傷害保険  
2017年10月1日以降に出発されるご旅行から適用となります。
- ショッピング安心保険  
2017年10月1日以降にカードで購入した物品から適用となります。

SAISON  
CARD  
INTERNATIONAL

旅先で“もしも”の時に、  
会員様をしっかりとサポートします。

## 海外旅行・国内旅行傷害保険

会員様のご旅行中の事故を補償します。

### 海外旅行傷害保険

傷害		疾病	
	交通事故にあった		スポーツ中にケガをした
	カゼで高熱を發した		盲腸になった
賠償責任		携行品損害	
	お店の商品を壊した		ハンドバッグを盗まれた
			カメラを落として壊した
救済者費用		航空機遅延費用等	
	旅先でケガをし家族が現地向かった		スーツケースの到着が遅れ、着替えを購入した
			台風のため乗り継ぎ出来ず、ホテルへ泊まることになった
緊急アシスタントサービス			
	日本語を話せる医師を紹介		緊急時に救急車を手配
			現金不要で治療を受けられる医療サービスを紹介

### 国内旅行傷害保険

傷害			
	搭乗した航空機の事故で亡くなった		宿泊中に火災で亡くなった
	宿泊を伴う募集型企画旅行参加中にケガで後遺障害を負った		宿泊を伴う募集型企画旅行参加中に交通事故にあいケガをした

## INDEX

海外旅行・国内旅行傷害保険	2
海外旅行傷害保険のあらまし	3
国内旅行傷害保険のあらまし	5
支払限度額	6
旅行傷害事故の通知について	7
ショッピング安心保険	9
ショッピング安心保険のあらまし	9
ショッピング安心保険の事故の通知について	10

## 海外旅行傷害保険のあらし (保険責任期間:最高90日)

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金
傷 害	死亡・後遺障害	被保険者(保険の対象となる方)が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。  (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡保険金額をもって限度とします。
	治療費用	300万円を限度とし、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)から180日以内に治療のために現実に出した次の費用をお支払いします。 ① 医師による治療費、手術費、入院費 ② 緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費 ③ 義手、義足の修理費(傷害治療費用のみ) ④ 治療による入院により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤ 入院のために必要となった国際通話料、身の回り品購入費用(5万円限度)等 (1事故について20万円限度) (注) 社会保険等の制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。
疾病治療費用	① 責任期間中または責任終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始された場合は、責任期間中に原因が発生したものに限り、 ② 責任期間中に感染した特定の伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症)のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始された場合。	300万円を限度とし、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)から180日以内に治療のために現実に出した次の費用をお支払いします。 ① 医師による治療費、手術費、入院費 ② 緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費 ③ 義手、義足の修理費(傷害治療費用のみ) ④ 治療による入院により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤ 入院のために必要となった国際通話料、身の回り品購入費用(5万円限度)等 (1事故について20万円限度) (注) 社会保険等の制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。
賠償責任	被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。	5,000万円を限度としてお支払いします。 (注) 賠償額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。
携行品損害	被保険者所有の携行品(現金、小切手、クレジットカード、定期券、運転免許証、コンタクトレンズ、各種書類および別送品を除きます)が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。	1つ(1組または1対)あたり10万円(航空券・乗車券等の損害については5万円)を限度として自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。ただし、パスポート損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。 (注) 修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

(注)「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間かつ日本を出国した前日の午前0時(注)他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限(注)ご出発前に特別な手続きは必要ありません。  
(注)事故の発生した日から30日以内に事故発生状況および事故の程度を損保ジャパン日本興亜へご連絡ください。

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金	
救護者費用等	被保険者が責任期間中に①事故により遭難(行方不明を含みます)されたとき、②事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき、③病状により死亡されたとき、④病状にかかり旅行終了日から30日以上に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。	300万円を限度として次の費用をお支払いします。 ① 捜索救助費用 ② 現地との航空運賃等交通費(救護者3名まで) ③ 現地および現地までのホテル客室料(救護者3名かつ1名については14日分まで) ④ 現地からの移送費用 ⑤ 遺体処理費用(100万円限度) ⑥ 救護者の渡航費用および現地での諸雑費(20万円限度) (注) 救護者とは捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族をいいます。	
航空機運延費用等	乗継遅延費用	航空便を乗り継ぐ予定が、乗り継ぎ地点までの到着便の遅延によって搭乗する予定だった航空便に搭乗することができず、到着便の実際の搭乗時刻から4時間以内に代替便に搭乗することができなかった場合。	① 1回の到着便の遅延について、宿泊費と食事代、交通費および国際電話等通信費の実費を3万円限度としてお支払いします。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。 ② 旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をお支払いします。 ※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。
	出発遅延、欠航、搭乗不能費用	搭乗する予定だった航空便について、出発予定時刻から4時間以上の出発遅延や航空便の欠航などで搭乗することができず、出発予定時刻から4時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかった場合。	① 1回の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について、宿泊費と食事代、交通費および国際電話等通信費の実費を3万円限度としてお支払いします。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。 ② 旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をお支払いします。 ※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。
	寄託手荷物遅延	航空便が目的地に到着してから6時間以内に、搭乗時に航空会社へ寄託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、目的地において衣類や生活必需品を購入した場合。	1回の寄託手荷物の遅延について、下記の購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。 ① 衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ② 生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品の購入費用、貸与費用。

から日本に入国した翌日の午後12時までの間日本を出国した日から最長90日間が補償されます。度に分けて、保険金をお支払いします。

## 国内旅行傷害保険のあらまし

担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害死亡・後遺障害	<p>下記①から③によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。</p> <p>①被保険者が日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。 ※航空機に搭乗の場合は、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故および飛行機の不時着時の接続交通乗用具搭乗中も含みます。</p> <p>②被保険者が日本国内を旅行中、旅館・ホテル等の宿泊施設に宿泊者として滞在中に宿泊施設の火災・爆発により傷害を被った場合。</p> <p>③被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行参加中に傷害を被った場合。</p>	<p>死亡された場合…死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払い致します。</p> <p>後遺障害が生じた場合…後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額3%から100%をお支払い致します。</p>
入院・手術・通院	<p>〈入院保険金〉 上記①から③の傷害により事故発生から8日間以上入院した場合（事故日から180日以内の入院が対象）。</p> <p>〈手術保険金〉 入院保険金を支払われる場合に、その傷害の治療のため所定の手術を行った場合（事故日から180日までの手術が対象）。</p> <p>〈通院保険金〉 上記①から③の傷害事故発生から8日間以上通院した場合（事故日から180日以内の通院に対し90日を限度）。</p> <p>ただし、平常の業務、日常生活に支障の無い程度に沿った以降については保険金をお支払いしません。</p>	<p>入院の場合…5,000円（日額）</p> <p>通院の場合…3,000円（日額）</p> <p>手術の場合…5,000円 ×（手術の種類により10倍～40倍）</p>

(注) 募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

(注) 募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません）を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。

(注) 公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます（時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車は除く）。

## 支払限度額

保険の種類	担保内容	本会員	
海外旅行傷害保険	傷害	死亡・後遺障害	1億円
		治療費用	300万円
	疾病治療費用	300万円	
	賠償責任	5,000万円	
	携行品損害 ※1	50万円	
	救護者費用	300万円	
	寄託手荷物遅延費用	10万円	
	乗継遅延費用	3万円	
国内旅行傷害保険	出発遅延費用	3万円	
	傷害死亡・後遺障害	5,000万円	
	入院日額	5,000円	
	通院日額	3,000円	

※1 携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円が限度となります。

### 保険金をお支払いできない主な場合

#### ■ 海外旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用 国内旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、入院・通院・手術

- 故意
- けんか、自殺、犯罪
- 無資格運転、酒酔い運転
- 脳疾患、疾病、心神喪失
- 医学的他覚所見の無いむちうち症、腰痛等
- スカイダイビングなどの危険なスポーツ中の事故
- 海外旅行傷害保険について土木建設工事などの危険な職業に従事中の事故
- 戦争・侵略行為、反乱、暴動 など

#### ■ 海外旅行傷害保険の疾病治療費用・救護者費用

- 故意
- けんか、自殺、犯罪
- 他覚症状のないむちうち症、腰痛
- 妊娠、出産、流産およびこれらに基づく病気
- 歯科疾病
- 既往症 など

※救護者費用については、自殺、妊娠、出産、流産で被保険者（保険の対象となる方）が死亡したときはお支払いの対象となります。

#### ■ 海外旅行傷害保険の賠償責任

- 職務執行に直接起因する損害事故
- 親族に対する損害事故
- 受託物に対する損害事故
- 自動車などの事故による損害事故
- 心神喪失に起因する事故または故意の事故 など

#### ■ 海外旅行傷害保険の携行品損害

- 携行品の眠帳または自然消耗
- 携行品の置き忘れまたは紛失
- 借りたり、預かっている携行品の事故
- 現金、小切手、クレジットカード等の損害
- バスポートの紛失 など

## 旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれなかったら次の事項をお伝えください。

セゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス®・カード会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。

■日本国内からのご連絡先(国内旅行傷害保険の補償対象事故も下記になります)  
 損保ジャパン日本興亜事故受付デスク

☎0120-553-935 ☎018-888-8430 24時間受付/年中無休

## ■海外メディカルヘルプラインお問い合わせ先

ケガ・病気などでお困りのとき、電話1本で医療・緊急手配サービスを行います。

(24時間・年中無休・日本語対応)

お客様の滞在地		電話番号	センター
北米・ 中南米・ ハワイ	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ	1800-233-2203 <small>無</small>	アメリカ センター
	メキシコ	001-855-835-2554 <small>無</small>	
	ブラジル	0800-892-1256 <small>無</small>	
	無料電話がご利用に ならない場合や上記 以外の国・地域から	アメリカ本土内から 804-673-1144 アメリカ本土外から (1)804-673-1144	
中国	中国(香港・マカオを除く)	800-810-9784 <small>無</small>	中国 センター
	香港	800-968-845 <small>無</small>	
	マカオ	080-0382 <small>無</small>	
	無料電話がご利用に ならない場合	中国国内から 010-8447-5985 中国国外から (86)10-8586-6149	
アジア・ オセアニア・ グアム・ サイパン	台湾	00801-65-1166 <small>無</small>	シンガポール センター
	シンガポール	1800-3041756 <small>無</small>	
	マレーシア	1800-80-1013 <small>無</small>	
	無料電話がご利用に ならない場合や上記 以外の国・地域から	シンガポール国内から 6535-5554 シンガポール国外から (65)6535-5554	
	韓国	00798-651-7029 <small>無</small>	タイセンター
	インドネシア	001-803-65-7187 <small>無</small>	
	フィリピン	1800-1-651-0065 <small>無</small>	
	タイ	1800-600-234 <small>無</small>	
	ベトナム	12065143 <small>無</small>	
	グアム・サイパン	1877-232-0747 <small>無</small>	
	オーストラリア	1800-553-152 <small>無</small>	イギリス センター
	ニュージーランド	0800-44-9345 <small>無</small>	
	無料電話がご利用に ならない場合	タイ国内から 02-302-6535 タイ国外から (66)2-302-6535	
	イギリス	0800-312-002 <small>無</small>	
欧州・ アフリカ・ 中近東・ ロシア	フランス	0800-90-84-60 <small>無</small>	
	イタリア	800-791-034 <small>無</small>	
	ドイツ	0800-182-3992 <small>無</small>	
	無料電話がご利用に ならない場合や上記 以外の国・地域から	イギリス国内から 01444-444-851 イギリス国外から (44)1444-444-851	
各センターに連絡 が取れない場合	海外から	(81)3-3811-8127	東京 センター
	日本国内から	03-3811-8127	

無 = 無料電話

※ミャンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターへご連絡ください。

※夜間・週末等で、セゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カードの会員であることの確認がとれない場合には、可能な範囲(日本語の通じる病院の紹介など)でのアシスタンスはご提供しますが、キャンセルサービスのご提供はできませんのでご了承ください。

## ■海外ホットラインお問い合わせ先

ケガ・病気以外のトラブルの場合の相談サービスです。

(24時間・年中無休・日本語対応)

お客様の滞在地		電話番号	オフィス
北米・中南米・ ハワイ・グアム・ サイパン	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ・ グアム・サイパン	1800-366-1572 <small>無</small>	ロサンゼルス オフィス
	無料電話がご利用に ならない場合や上記 以外の国・地域から	アメリカ本土内から 949-437-9632 アメリカ本土外から (1)949-437-9632	
	中国(香港・マカオを除く)	800-820-8775 <small>無</small>	
中国	中国国内から	021-6841-2029	上海 オフィス
	中国国外から	(86)21-6841-2029	
アジア	香港・マカオ	2868-4392	香港 オフィス
	台湾	00801-855-769 <small>無</small>	
	韓国	00798-8521-6279 <small>無</small>	
	シンガポール	6738-3959	
	タイ	001-800-656-348 <small>無</small>	
オセアニア	オーストラリア	1800-02-1066 <small>無</small>	シドニー オフィス
	無料電話がご利用に ならない場合や上記 以外の国・地域から	オーストラリア国内から 02-8218-5097 オーストラリア国外から (61)2-8218-5097	
欧州・ アフリカ・ 中近東・ ロシア	イギリス	0800-028-89-32 <small>無</small>	ロンドン オフィス
	フランス	0800-770-241 <small>無</small>	
	イタリア	800-781-810 <small>無</small>	
	ドイツ	0800-182-1737 <small>無</small>	
	無料電話がご利用に ならない場合や上記 以外の国・地域から	イギリス国内から 020-8080-0250 イギリス国外から (44)20-8080-0250	
各オフィスに 連絡が取れ ない場合	海外から	(81)18-888-9299	日本 オフィス
	日本国内から	0120-553-935 <small>無</small>	
		018-888-8430	

無 = 無料電話

※香港・マカオは香港オフィスへご連絡ください。

## ■電話ご利用上の注意点

※上記は、2017年8月現在となっております。今後変更することがあります。

- ( )内は国番号です。無料電話利用時には、国番号が不要です。
- 無料電話は、公衆電話・携帯電話からご利用にできない場合があります。その場合は「無料電話がご利用にできない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センター・オフィスにお申し付けください。
- 「無料電話」の表示がない電話番号は「ダイヤル直通電話(有料)」となりますので、コレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センター・オフィスにお申し付けください。
- 無料電話やコレクトコールをご利用にならない場合の電話料金はお客様負担となります。
- 地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合があります。
- 宿泊施設内電話の利用料や、携帯電話の種類により受信の際に利用料が発生する場合は、お客様負担となります。
- 各国での電話事情等により電話がかかりにくい場合は、「海外メディカルヘルプライン東京センター(左記)」「海外ホットライン日本オフィス(上記)」または、他のセンター・オフィスへお問い合わせください。
- お電話をいただいた時間帯や状況によっては、他のセンターへ電話が転送される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがあります。

# ショッピング安心保険

## ショッピング安心保険のあらまし

被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。 ただし、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限りです。						
補償期間	カード会員が物品をカードで購入された日から120日間。						
補償対象	カード会員が日本国内および海外でカードを利用して購入された物品。						
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。						
補償限度額および ご注意事項	<table border="1"> <tr> <th>補償限度額</th> <th>1事故上限額</th> <th>年間上限額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>300万円</td> <td>300万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自己負担はありません。ただし、1万円未満の損害額(修理の場合も含む)は対象外となります。</li> <li>●保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。</li> <li>●代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。</li> </ul>	補償限度額	1事故上限額	年間上限額		300万円	300万円
補償限度額	1事故上限額	年間上限額					
	300万円	300万円					
補償の対象とならない 主な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>①紛失・置き忘れによる損害</li> <li>②物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害</li> <li>③電気的な事故や機械的な事故による損害</li> <li>④使用人の不正、または詐欺・横領による損害</li> <li>⑤カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害</li> <li>⑥水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>⑦戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害</li> <li>⑧核燃料物質その他有害な特性に起因する損害</li> <li>⑨物品の誤った使用によって生じた損害</li> <li>⑩物品の物的損害に起因する一切の間接損害</li> <li>⑪汚損、かざ損、擦損、かざ傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 など</li> </ul>						
補償の対象とならない 物品	<ul style="list-style-type: none"> <li>①商品券、航空券、乗車券など</li> <li>②宅配便など(通販などの輸送中の商品)</li> <li>③現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの</li> <li>④預金証書または貯金通帳(通帳および現金支払機用カードを含みます)</li> <li>⑤食料品・飲料(酒類を含みます)</li> <li>⑥船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます)、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハングライダー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品</li> <li>⑦義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの</li> <li>⑧動物あるいは植物(剥製・ドライフラワーを含みます)</li> <li>⑨稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの</li> <li>⑩職業上の商品として購入したもの</li> </ul>						
保険金支払の 時期	保険金の支払いは当該物品のカード利用代金決済後となります。						
代位	<ul style="list-style-type: none"> <li>①損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品および会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。</li> <li>②会員は損害保険会社取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。</li> </ul>						
損害保険 防止の義務	会員は事故が生じたときの損害発生防止および軽減につとめなければなりません。						
準拠法	この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、会員が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令適用があります。						

## ショッピング安心保険の事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡ください。

ショッピング安心保険ホットライン

☎0120-279-109 ☎018-803-7631 24時間受付 / 年中無休

## 海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関する保険金請求書類

### 海外旅行傷害保険

保険金請求書類	現地ではしか手配できない書類													
	※保険金請求書	医師の診断書	治療費の明細書および領収書	死に診断書または死体検案書死に地のもの	事故証明書	支出を証明する書類	示談書・示談金額収書	損害額(修理費等)を証明する書類	※損害品明細書	損害額を証明する書類	除籍謄本	委任状・戸籍謄本	※後遺障害診断書	その他の書類
保険金種類														
治療費用保険金(傷害・疾病)	○	○	○	○										○
携行品損害保険金	○	○			○				○	○				○
死亡保険金(傷害)	○	○		○	○						○	○		○
後遺障害保険金	○	○			○							○		○
救護者費用等保険金	○	○			○	○								○
賠償責任 保険金	対人	○	○	○	○			○						○
	対物	○	○			○		○	○					○

### 国内旅行傷害保険

死亡保険金(傷害)		○			○	○					○	○		○
後遺障害保険金		○			○							○		○
入院・通院保険金		○	○	○	○									○

(注) 1. ○印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要となる書類  
2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

## ショッピング安心保険に関する保険金請求書類

保険金請求のためには下記の書類が必要になります(事故発生日から90日以内にご提出ください)。クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード(コピー)	○	○
保険金請求書	○	○
罹災証明書・事故証明書		○
クレジットカード売上票	○	○
修理見積書		
修理代金請求書	○	-
修理代金領収書		
全損証明書	-	○
写真または現物	○	○
他保険の保険金請求書		○
委任状	○	○
盗難届(盗難の場合のみ)		○
その他関係書類	○	○

(注) ○印は必要な書類、○印は場合によって必要となる書類